

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和七年四月二十五日

東北厚生局長

辺見 聡

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
盛岡おおうら脳神経内科クリニック	盛岡市青山三丁目二七番五号	令和七年五月一日
盛南整形外科スポーツ&リハビリテーション	盛岡市永井二四地割三番地一	令和七年五月一日
さいとう小児科クリニック	盛岡市月が丘二丁目二番六〇号	令和七年五月一日
小坂消化器内科クリニック	盛岡市永井二四地割三番地七	令和七年五月一日
町浦診療所	一関市千厩町千厩字町浦一八五番地	令和七年五月一日
奥州きくち整形外科クリニック	奥州市水沢西上野町三番地三	令和七年五月一日
いしかわ耳鼻咽喉科めまいクリニック	紫波郡矢巾町南矢幅第七地割四五番地	令和七年五月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和七年四月二十五日

東北厚生局長

辺見 聡

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
総合花巻病院	花巻市御田屋町四番五六号	令和七年四月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和七年四月二十五日

東北厚生局長

辺見 聡

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
N A O D E N T A L C L I N I C	盛岡市上田四丁目二〇番三号	令和七年五月三十日
北上デイズデンタル	北上市村崎野二二地割一三二番地二三	令和七年五月一日
あかさか歯科クリニック	北上市花園町二丁目五番一五号	令和七年五月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和七年四月二十五日

東北厚生局長

辺見 聡

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ローブ薬局	盛岡市青山三丁目二七番一五号	令和七年五月一日
エムツー調剤薬局 永井店	盛岡市永井二四地割三番地八	令和七年五月一日
メガ調剤薬局 矢中店	紫波郡矢中町大字藤沢第五地割一二番地七	令和七年五月一日